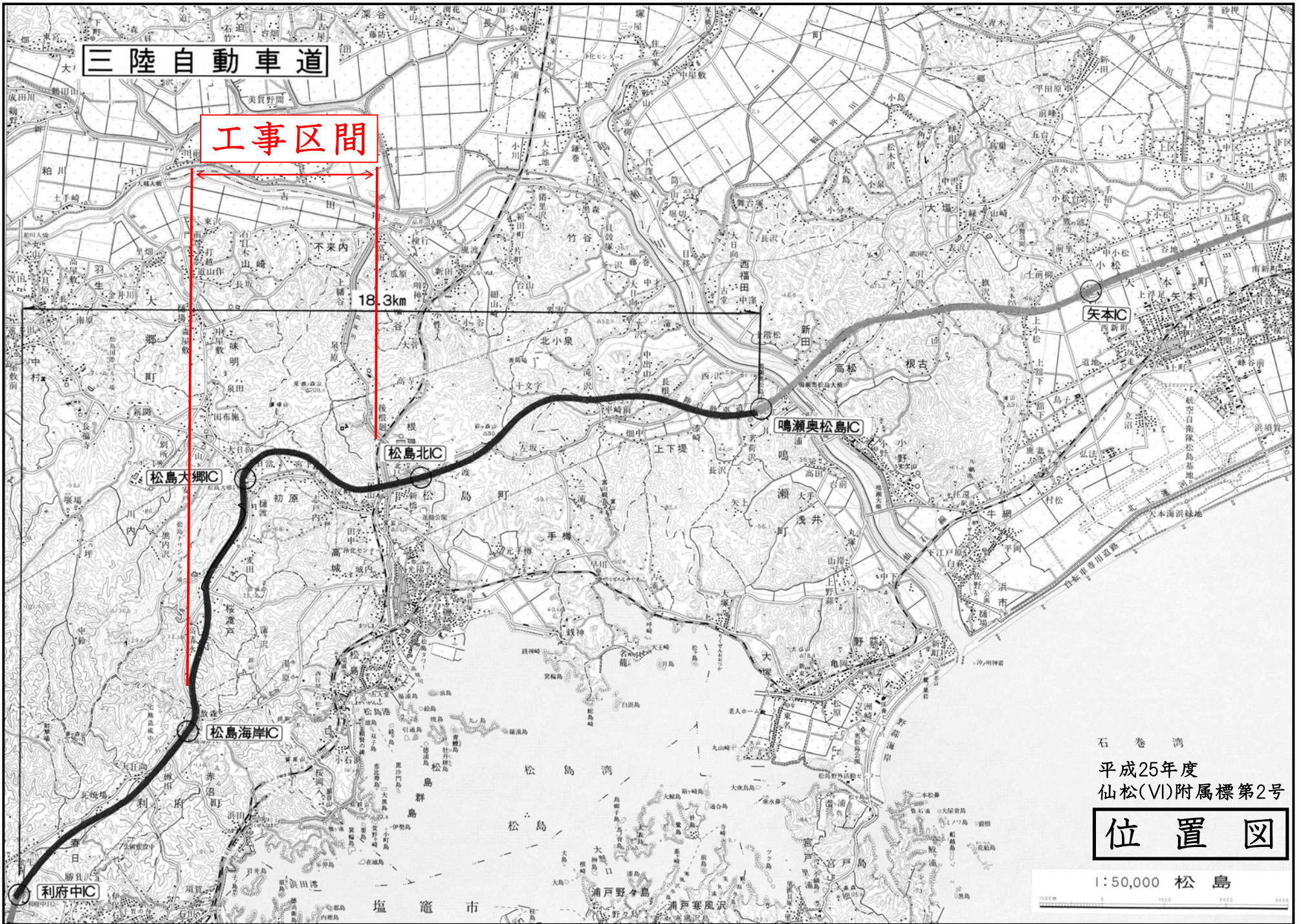


宮城県道路公社																	
部 長		次 長		次 長		課 長		副 参 事		副 参 事		主 幹		主任 主査		設 計 者	
工 事 仕 様 書																	
事 業 年 度		平成25年度				工 事 番 号		仙松(VI)附属標 第2号									
工 事 名		仙台松島(VI) 道路標識(2工区)工事 実施 仕 様 書															
路 線 名		主要地方道 仙台松島線															
施 行 地 名		宮城郡 利府町 赤沼 ～ 松島町 根廻 地内															
工 期		平成 25 年 月 日 から 平成 26 年 3 月 28 日															
工 事 概 要																	
別紙のとおり																	

工 事 概 要			
道路標識工		施工延長 L=6,800m 11.8kp ~ 18.6kp	
案内標識設置工			
新 設（複柱式）	N =	7	基
新 設（F型標識）	N =	2	基
撤 去	N =	11	基
道路付属物設置工			
新 設	N =	28	基
移 設	N =	78	基
撤 去	N =	10	基
標識サポート(新設)	N =	56	本



石 巻 湾
平成25年度
仙松(VI)附属標第2号

位置図

1:50,000 松島

— 特 記 仕 様 書 —

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 平成25年度 仙松(VI)附属標 第2号		工事名 仙台松島(VI) 道路標識(2工区)工事		事務所名 宮城県道路公社	
項 目		条 件		施 工 方 法	
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。			
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置					
(1) 現場施工に着手する日の指定		○ある	平成 年 月 日 又は 契約日から○日以内		
		●ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)		
			上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm		
3 工程関係					
(1) 関連工事による施工時期の調整		●ある	○ない	既発注舗装工事、設備(料金・ETC)工事、松島大郷料金所建築工事、舗装工事(未発注)	監督職員と協議を行い施工すること
(2) 施工時期による制限		●ある	○ない	官公庁の休日については、作業を行わないものとする。但し、上記工事との調整により、施工を行う必要が生じた場合は協議事項とする	監督職員と協議を行い施工すること
(3) 関係機関等との協議の未成立		●ある	○ない	警察署への道路使用許可申請	監督職員と協議を行い施工すること
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		●ある	○ない	各関係機関との協議の結果による(「18 施工条件について」参照)	監督職員と協議を行い施工すること
4 公害対策関係					
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		●ある	○ない	各関係法令、条例による	設計図書に基づき施工すること。
5 安全対策関係					
(1) 交通安全施設等の指定		●ある	○ない	警察協議の回答及び保安施設設置計画書による	
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		●ある	○ない	道路路肩部において、利府中ICから松島海岸IC間に通信ケーブルが埋設されており、また、松島海岸ICから松島北IC間に通信ケーブルの埋設工事が予定されていることから、施工方法、時期等について、関係者と調整を行う必要がある。(供用上り線にケーブル埋設あり)	監督職員と協議を行い施工すること
6 排水工関係					
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ある	●ない	必要に応じ別途協議のこと	
7 建設副産物対策関係					
(1) 共通事項		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、平成23年4月より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部が改正されたので、廃棄物を処理する際は十分留意のこと(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。			
		処理・処分する場所		処理・処分方法	距離
					制限時間
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。			
(2) 建設発生土 (建設汚泥)	処理・処分	●ある	○ない	松島町根廻地区	仙台松島(VII期)事業へ流用
(3) 建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	●ある	○ない	コンクリート塊	MKエコプラント(株)
		○ある	●ない	アスファルト塊	中間処理(無筋)
		○ある	●ない	建設発生木材	
		○ある	●ない	建設汚泥	
		○ある	●ない	その他	
(4) 再生材の利用		●ある	○ない	種類・数量	再生砕石(RC-40) V=0.8m3
8 工事現場のイメージアップ		○ある	●ない	内容 イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。	
9 品質証明					
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。	
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない		
10 標準的な設計図書による発注方式		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。	
11 資材関係					
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。			
(2) 宮城県グリーン製品の利用		必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。		
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。		○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材	
「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は資源循環推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		○ある	●ない	3. その他()	
		○ある	●ない	4. その他()	
(3) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。			
12 その他					
(1) 舗装の下請制限について		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。	
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無		○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。	
(3) 三者会議の対象の有無		○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。	
(4) 貸与資料の有無		○ある	●ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。	
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無		○ある	●ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。	
(6) 工事写真の電子化の対象の有無		○ある	●ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。	
(7) 工事実績情報システム(コリンズ)登録		請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。			

13 その他			
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	・下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督職員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。		
(2) 間接工事費(率計上分)の率補正について	本工事において被災地以外からの労働者確保に要する追加費用について、間接工事費の率補正を行っている。		
14 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	工事車両出入り口は県道に接続しており、一般車両及び歩行者の通行もあることから、工事周知看板の設置、施工中におけるトラブルの防止に努めるものとする。 資材の搬入・搬出における工事用車両の運転については、公道通行時の法定速度の厳守、右左折時の安全確認の徹底に努めるものとする。 現場付近における環境配慮に努めるとともに、防塵対策を徹底し公道等の清掃に努めるものとする。	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2) 住民への配慮	施工に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底することとするが、監督員と協議の上実施すること。	施工中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講じること。	
15 安全管理の徹底			
(1) 安全訓練等の実施	工事請負者は『仙台松島道路Ⅵ期事業松島工区災害防止連絡協議会』に入会し、工事の円滑な運営及び労働災害の防止に努めるものとする		
16 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物の取り扱いについて	本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-4に基づき施工計画書に明記すること	
(2) 建設副産物処理の報告	本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しては「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。	建設廃棄物等を処理した場合は「再資源化等報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと	
17 安全費について			
(1) 安全費(積上げ)の計上について	本工事での夜間施工時(本線通行止め)におけるIC閉鎖等において、交通誘導員を閉鎖日1日当たり5人、14日間を計上している。 また上記交通誘導員は、完成時に人数の精算を行うものとする。	保安施設設置計画書に交通誘導員の配置を明記すること	
(2) 交通誘導員の適正配置について	当該路線での交通誘導を行うにあたっては、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者等を配置するものとする (市道除く)	教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出すること	
18 施工条件について			
(1) 契約書18条に基づく協議について	工事着手前後、速やかに契約書18条に基づく事前調査、測量を実施し、設計図書との照査を行い監督職員へ協議(提出)すること。		
(2) 標識レイアウトについて	標識レイアウトについては、NEXCO標準図集等を参照し、監督員と協議の上製作すること。	監督職員と協議の上施工すること	
(3) 標識構造について	標識基礎、支柱の構造については、NEXCO標準図集等を参照し、構造等を確認の上、構造計算書を提出すること。	監督職員と協議の上施工すること	
(4) 作業時間について	当該工事における、施工日時については監督職員が特に認めない限り下記のとおりとする。 1. 作業可能時間としては、基本時間としてAM8:30～PM5:00(後片付け含む)とする 2. 夜間作業時間としては、PM21:00～AM6:00(後片付け含む)とするが、時間帯については、関係機関と調整が必要のため、監督員と協議するものとする 3. 本工事は、今後予定している、松島海岸ICから松島北IC間の4車線化の切題時期(平成25年11月29日)までに、関係する標識の設置を行うこと。 4. 今後、夜間工事として、8月下旬から9月下旬及び11月を予定している。 5. 本線の供用部の標識設置については、夜間施工を基本とする。	監督職員と協議の上施工すること	
(5) 仮設道路について	本工事の施工については、仮設道路及び、松島大郷料金所(閉鎖時)から工事区間に進入することとするが、使用にあたっては関係者と調整を行うこと。	監督職員と協議の上施工すること	
(6) 撤去発生品について	本工事で発生した建設副産物等の処理については、指定するものを除き、鉄くずとして処分することとしている。なお、本工事ではL=10kmの運搬を計上しているが、搬出先の変更については、監督員と協議を行うものとする。(変更対象)		
(7) 道路標識台帳について	工事成果品として、工事完成時に道路標識台帳を作成すること。	監督職員と協議の上施工すること	
(8) その他について	松島大郷ICと松島北IC間にある黒ヶ沢橋上空に送電線が存在するので、施工時及び走行時に注意を要すること。 標識基礎杭・基礎施工において、土質の変化が見られる場合は、速やかに監督員に報告を行うこと。なお、対応策について、検討を行う事。		
19 その他			
(1) 契約終了時の提出物について	下記のとおりとす。 1. 施工計画書 2. 保安施設設置計画書(警察協議)について、契約終了後速やかに提出を行うこと	監督職員と協議の上提出すること	
(2) 共通仕様書、マニュアルについて	内容について必ず確認すること。 1. 共通仕様書(土木工事編Ⅰ) :平成23年10月1日改定 2. 共通仕様書(土木工事編Ⅱ(共通特記仕様書)) :平成24年10月15日改定 3. 土木設計マニュアル :平成22年9月1日改定 4. 東日本高速道路設計要領 第5集 :最新版(参考) 5. 東日本高速道路 標識標準設計図集 :最新版(参考)	監督職員と協議の上提出すること	

(3) 暴力団等の排除について	1. 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要項（平成20年11月1日施工。以下「排除要項」という）。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。 2. 乙は、排除要項別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要項別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。 3. 乙は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という）。から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。		
(4) 成果品について	印刷物の他電子データを電子媒体に納め、納品するものとする	監督職員と協議の上提出納品すること	

管理番号：
工事番号：平成25年度仙松（Ⅵ）附属標第-2号

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島（Ⅵ）道路標識（2工区）工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減
道路改良						
標識設置工			式		1	
			式		1	
標識設置工			式		1	
案内標識設置（昼間施工）		板 4.6×2.65 カブセルブリス・ム・レンズ 複柱式	基		4	
案内標識設置（夜間施工）		板 4.6×2.65 カブセルブリス・ム・レンズ 複柱式	基		2	
案内標識設置（夜間施工）		板 4.5×0.9 3段 カブセルブリス・ム・レンズ 複柱式	基		1	
案内標識設置（昼間施工）		板 4.6×2.65 広角ブリス・ム F型式	基		1	
案内標識設置（夜間施工）		板 4.6×2.65 広角ブリス・ム F型式	基		1	
案内標識設置（夜間施工）		板 1.5×1.0 カブセルブリス・ム・レンズ 単柱式	基		1	
案内標識設置（夜間施工）		板 1.5×0.75 カブセルブリス・ム・レンズ 単柱式	基		2	
案内標識設置（夜間施工）		板 2.0×1.2 カブセルブリス・ム・レンズ 複柱式	基		1	

管理番号：
工事番号：平成25年度仙松（VI）附属標第-2号

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島（VI）道路標識（2工区）工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（今回）	数量増減	摘要
警戒標識設置（屋間施工）	警戒標識設置（屋間施工）	板 0.2×0.2 カブセルブリスム・レンズ単柱式	基	6		
		板 0.3×0.3 カブセルブリスム・レンズ単柱式	基	6		
料金所案内標識設置（屋間施工）	料金所案内標識設置（屋間施工）	板 1.2×1.8 カブセルブリスム・レンズ 単柱式・複柱式	基	6		
料金所案内標識設置（屋間施工）	料金所案内標識設置（屋間施工）	板 0.9×1.6 カブセルブリスム・レンズ 単柱式	基	2		
料金所案内標識設置（屋間施工）	料金所案内標識設置（屋間施工）	板 1.3×0.6 カブセルブリスム・レンズ 単柱式	基	1		
料金所案内標識設置（屋間施工）	料金所案内標識設置（屋間施工）	板 0.3×0.6 カブセルブリスム・レンズ 単柱式	基	1		
料金所案内標識設置（屋間施工）	料金所案内標識設置（屋間施工）	板 0.8×0.4 カブセルブリスム・レンズ 単柱式	基	2		
付属施設工			式	1		
付属施設設置工			式	1		
標識ポール設置			本	56		
構造物撤去工			式	1		

管理番号：
工事番号：平成25年度仙松（Ⅵ）附属標第-2号

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島（Ⅵ）道路標識（2工区）工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位		数量(前回)	数量(今回)
標識撤去工					数量増減	摘要
既設標識撤去（昼間施工）		単柱式・複柱式・F型式	式	1		
既設標識撤去（夜間施工）		複柱式・F型式・逆L型	基	9		
既設標識移設（昼間施工）		案内標識非停 （単柱式 φ76.3×2.8）	基	12		
既設標識移設（昼間施工）		案内標識非電 （単柱式 φ34×2）	基	9		
既設標識移設（昼間施工）		警戒標識 （単柱式）	基	7		
標識柱処理		スクラップ 運搬 L=10km	基	5		
標識基礎コンクリート処理		無筋コンクリート 運搬 L=4km 処分費含む	t	9		
道路付属物撤去工			m3	24		
距離標移設			式	1		
直接工事費			基	57		
			式	1		

管理番号：
工事番号：平成25年度仙松（VI）附属標第-2号

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島（VI）道路標識（2工区）工事			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減
共通仮設						
共通仮設費			式		1	
安全費			式		1	
交通誘導員			式		1	
共通仮設費（率計上）			式		1	
純工事費			式		1	
現場管理費			式		1	
工事原価			式		1	
一般管理費等			式		1	
工事価格			式		1	
消費税額及び地方消費税額			式		1	

管理番号：
工事番号：平成25年度仙松（VI）附属標第-2号

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島（VI）道路標識（2工区）工事	規格	単位	数量（前回）	事業区分 工事区分 数量（今回）	道路新設・改築 道路改良	
						数量増減	摘要
工事費計			式		1		